

含有管理物質リスト

Aランク	使用禁止物質 [55物質:製品・部材への含有禁止]
A-1	アスベスト類
A-2	一部の芳香族アミンを生成するアゾ染料・顔料
A-3	カドミウム/カドミウム化合物
A-4	六価クロム化合物
A-5	ジブチルスズ化合物 (DBT)
A-6	ジブチルスズ化合物 (DOT)
A-7	ヘキサブロモシクロデカン (HBCDD)
A-8	鉛/鉛化合物
A-9	水銀/水銀化合物
A-10	オゾン層破壊物質 (CFC,Halon,HBFC,HCFC その他)
A-11	パーフルオロオクタンスルホン酸塩 (PFOS)
A-12	フタル酸エステル類 グループ1 (BBP, DBP, DEHP,DIBP)
A-13	フタル酸エステル類 グループ2 (DIDP, DINP, DNOP)
A-14	ポリ臭化ビフェニル類 (PBB類)
A-15	ポリ臭化ジフェニルエーテル類 (PBDE類)
A-16	ポリ塩化ビフェニル類 (PCB類) 及び特定代替品
A-17	ポリ塩化ターフェニル類 (PCT類)
A-18	ポリ塩化ナフタレン類 (PCN類)
A-19	放射性物質
A-20	短鎖型塩化パラフィン類 (炭素数10~13)
A-21	三置換有機スズ化合物
A-22	ニッケル/ニッケル化合物
A-23	1,6,7,8,9,14,15,16,17,17,18,18-ドデカクロロペンタシクロ[12.2.1.16.9.02,13.05,10]オクタデカ-7,15-ジエン(“デクロランプラス™”)
A-24	ペルフルオロオクタンスルホン酸 (PFOA) とその塩
A-25	PFOA関連化合物
A-26	ハロゲン系難燃剤
A-27	C9-C14 PFCAとその塩
A-28	C9-C14 PFCA関連物質
A-29	デカブロモジフェニルエーテル (DecaBDE)
A-30	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル) (DEHP)
A-31	ベンゾ[e]ピレン
A-32	ベンゾ[i]フルオランテン
A-33	ベンゾ[b]フルオランテン
A-34	ベンゾ[k]フルオランテン
A-35	クリセソ
A-36	2-(2H-ベンゾトリアゾール-2-イル)-4,6-ジ-tert-ペンチルフェノール (UV-328)
A-37	2-(2H-1,2,3-ベンゾトリアゾール-2-yl)-4,6-ジ-tert-ブチルフェノール
A-38	ホルムアルデヒド
A-39	ベンゾ[a]ピレン
A-40	ジベンゾ[a,h]アントラセン
A-41	ビス[トリブチルスチレン]オキシド (TBTO)
A-42	ベンゾ[a]アントラセン
A-43	ジメチル=フマレート
A-44	イソプロピル化フェノール=ホスファート(3:1) (PIP (3:1))
A-45	ジイソブチル=フタレート (DIBP)
A-46	ジブチル=フタレート (DBP)
A-47	ベンジル=ブタン-1-イル=フタレート (BBP)
A-48	梱包包装材中の重金属(カドミウム、六価クロム、鉛、水銀)
A-49	梱包包装材中のポリ塩化ビニル(PVC)
A-50	トリス(2-クロロエチル)=ホスファート(TCEP)
A-51	トリス(1-クロロ-2-プロピル)=ホスファート(TCPP)
A-52	トリス(1,3-ジクロロ-2-プロピル)=ホスファート(TDCPP)
A-53	1~7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)
A-54	ペルフルオロヘキサンスルホン酸(PFHxS)とその塩
A-55	PFHxS関連物質

※「含有禁止」には制限濃度未満を含みます。

A1ランク	全廃物質 [3物質:製品・部材への含有禁止日までに代替]
A1-1	1~7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)
A1-2	3~7環のミネラルオイル芳香族炭化水素類(MOAH)
A1-3	炭素数16~35のミネラルオイル飽和炭化水素類(MOSH)

※「含有禁止」には制限濃度未満を含みます。

Bランク	含有情報の把握と代替検討の推進	備考
IE62474等で定められた物質/用途のうち、法規制において含有量や含有率の把握が要求されている物質/用途、または法規制として、含有している場合の表示の要求、もしくは安全性などの情報提供の要求がされている物質/用途		表1を参照

表1.含有管理物質/用途(Bランク)の法規制・業界標準等	備考
(日本)化審法 第一種特定化学物質	含有禁止物質/用途(Aランク)および全廃物質/用途(A1ランク)を除く
(米国)有害物質規制法(TSCA)使用禁止又は制限物質(第6条)	
(EU)ELV 指令	
(EU)RoHS 指令 Annex II	
(EU)POPs 規則 Annex I	
(EU)REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) 及び Annex XIV (認可対象物質)	
(EU)REACH 規則 Annex XVII (制限対象物質)	
(EU)医療機器規則(MDR)Annex I 10.4 化学物質	
(中国)电器电子产品有害物质限制使用管理办法	
Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	
IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	

Cランク	含有情報の把握	備考
IEC62474等で定められた物質/用途のうち、含有禁止物質/用途(Aランク)、全廃物質/用途(A1ランク)、含有管理物質/用途(Bランク)以外の物質/用途		